

「適正なガス取引についての指針」の改定の建議について

令和 8 年 6 月 8 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室

(趣旨)

「適正なガス取引についての指針」(以下「ガイドライン」という。)の、業務改善勧告(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第178条第1項)の対象となり得る行為に関する改定を経済産業大臣に建議することについて、御審議いただきたい。

1. 現状と対応案

LNG基地の第三者利用制度は、当該基地の利用を希望する者(製造等委託者)が、自ら調達したLNGを用いて、当該基地を保有するガス製造事業者に対し、都市ガスの製造委託を行う制度である。これは、ガス事業法に基づく制度として位置づけられており、同法第89条第5項の規定により、「正当な理由」がなければ、製造等委託者からの依頼を拒んではならないこととされている。

今般、LNG基地の第三者利用に係る当事者間の交渉において、ガス製造事業者が、直ちに自社の事業活動に支障を与える等の合理的な理由がないにもかかわらず、製造等委託者に対し十分に説明を行わないことにより、同委託者の基地利用に係る予見可能性を著しく損ね、結果的として、同委託者が不当に交渉上困難な立場に置かれる事例が判明した。

こうした行為については、ガス製造事業者に明らかな意図が認められるなど悪質性が高い場合や、相手方に与える影響が重大である場合、口頭又は文書による指導では改善が期待できない場合等は、LNG基地の第三者利用に係る趣旨や政策目的を没却するおそれがある。しかしながら、現行のガイドラインにおいては「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」として位置づけられていない。

そのため、こうした行為について「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」として業務改善勧告の対象となり得る旨を明確化する観点から、ガス事業法第180条第1項の規定に基づき、ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することについて、本委員会にて御審議いただきたい。

2. 新旧対照表

改定後	現行
第二部 適正なガス取引についての指針 III 製造分野における適正なガス取引の在り方 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) LNG基地の第三者利用 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	第二部 適正なガス取引についての指針 III 製造分野における適正なガス取引の在り方 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) LNG基地の第三者利用 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

<p>① 第三者利用の不当な拒否 ガス製造事業者が、正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、経済産業大臣によるガス受託製造の実施命令の対象となり得る（同法第89条第5項）。</p> <p><u>ガス製造事業者が、直ちに自社の事業活動に支障を与える等の合理的な理由なく、製造等委託者に対し十分に説明を行わないことにより、製造等委託者の基地利用に係る予見可能性を著しく損ない、製造等委託者を不当に交渉上困難な立場に置くことは、ガス事業法に基づく業務改善勧告（同法第178条第1項）の対象となる可能性がある。</u></p> <p>LNG基地事業者が、当該基地を利用する以外に事業活動を行うことが事実上困難な自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるガス小売事業者等からの利用の申出に対して、他の事業者に利用させることが可能な状況において、不当にこれを拒絶し又は不当に交渉期間を引き延ばすこと等により事実上利用を拒絶し、当該ガス小売事業者等の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。</p>	<p>① 第三者利用の不当な拒否 ガス製造事業者が、正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、経済産業大臣によるガス受託製造の実施命令の対象となり得る（同法第89条第5項）。</p> <p>（新設）</p> <p>LNG基地事業者が、当該基地を利用する以外に事業活動を行うことが事実上困難な自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるガス小売事業者等からの利用の申出に対して、他の事業者に利用させることが可能な状況において、不当にこれを拒絶し又は不当に交渉期間を引き延ばすこと等により事実上利用を拒絶し、当該ガス小売事業者等の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。</p>
--	---

33

34 3. 今後の進め方

35 本件については、本委員会にて御了解をいただければ、資料4—1のとおり、経済産業大臣に建議することとしたい。

36

37

以 上